

平成26年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成26年12月11日（木曜日）

---

○議事日程（第4号）

平成26年12月11日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 真 井 紀 夫 議 員	2 番 内 山 鉄 芳 議 員
3 番 中 平 隆 夫 議 員	4 番 田 中 勲 議 員
5 番 小 川 公 明 議 員	6 番 濱 中 佳 芳 子 議 員
7 番 三 鬼 和 昭 議 員	8 番 南 靖 久 議 員
9 番 榎 本 隆 吉 議 員	10 番 高 村 泰 徳 議 員
11 番 奥 田 尚 佳 議 員	12 番 三 鬼 孝 之 議 員
13 番 村 田 幸 隆 議 員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	南 進 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	尾 上 廣 宣 君
市民サービス課長	湯 浅 富 士 雄 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君

環 境 課 長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	内 山 洋 輔 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	上 田 敏 博 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	大 川 勝 之 君
教育委員長代理	千 種 良 子 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	川 口 清 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	桑 原 紘 市 君
監 査 委 員 事 務 局 長	深 瀬 由 佳 子 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

〔開議 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において4番、田中勲議員、5番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、5番、小川公明議員。

〔5番（小川公明議員）登壇〕

5番（小川公明議員） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

内閣府が発表した平成25年度版高齢社会白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対し、2025年には18.0%になると予想されております。また、ひとり暮らしの高齢者が高齢者人口に占める割合は2010年で男性11.1%、女性20.3%となっておりますが、2025年には男性14.6%、女性22.6%に増加すると予想されております。

国立社会保障・人口問題研究所によると、尾鷲市においては2025年には人口1万4,743人、対する75歳以上の割合は27.9%の4,106人、また65歳以上では43.8%の6,455人、15歳から64歳の生産年齢層は47.1%の6,950人と予想されております。

このように、高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も予想される中、誰もが住みなれた地域で老後を安心して暮らせるために、医療、介護、住まい、生活支援サービスなどを、高齢者が地域の中で一体的に受けられる新しいシステムの構築は、これからの深刻な超高齢化社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。

地域包括ケアシステムは、地域の実情、特性に合った仕組みづくりを構築しな

ければなりません。国の2014年度予算には、認知症の患者、家族を支援する施策や生活支援サービスの基盤整備など、包括システムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。この予算をざっと紹介しますと、介護保険制度による介護サービスに2兆6,899億円、認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランの着実な推進のために32億円、生活支援サービスの基盤整備に5億円、介護・医療関連情報の見える化の推進に4億円、低所得高齢者などへの住まい、生活支援の推進に1億2,000万円。こうした予算を活用し、医療、介護、予防、住まい、生活支援などを切れ目なく提供できる体制として、地域に合ったシステムをいかに築くか、行政を中心に地域住民や関係諸団体などの取り組みにかかっております。

お尋ねします。

地域の関係機関の連携体制、在宅医療提供体制の整備、介護予防の充実、関係分野の人材確保などの課題から、我が地域の包括ケアシステムの取り組み状況はどうなっているのか。また、構築に当たって、地域の情報や人材の活用など、その地域ごとの課題やニーズの把握、また効果的な介護予防、生活支援を進めていく上で、それに必要な情報の収集など、地域ごとにどのように努め、提供していくのか、お聞かせください。

また、地域で取り組む包括ケアシステムでは、認知症対策が大きな柱の一つです。今や65歳以上の7人に1人が認知症と言われております。本年春、徘徊症状のある認知症の男性が、電車にはねられ死亡した痛ましい事故は皆さんの記憶に新しいところではないでしょうか。

厚生労働省では、認知症施策推進5カ年計画を2012年9月に公表しております。これまでの基本的な考え方として、認知症の人が、行動、症状により危機が発生してからの事後的な対応が中心でございました。そのため、認知症になると自宅で生活することが難しく、施設や病院に入院するしかないという考えが一般化しておりましたが、今後目指すべきケアの考え方として、危機の発生を防ぐ早期診断、早期対応など事前的な対応に基本を置くとしております。

また、各地域では、認知症サポーター、いわゆる認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けをする人のことですが、この推進を図っております。

認知症患者の危機の発生を防ぐ早期事前的な対応に基本を置くことや認知症サポーターの養成について、また、介護サービス事業所などをつなぐ連携支援や、認知症の人、その家族を支援する相談業務、認知症の啓発や予防など、どのよう

に取り組んでいるのか、対策についてお聞かせください。

次に、介護予防という観点から、健康増進遊具についてお尋ねいたします。

我が国の平均寿命は世界で最高水準となりましたが、健康寿命が平均寿命と同様に延びないのが大きな問題であります。

高齢期は今や誰もが迎えると言ってよい時代となっており、また、高齢者となつてからの人生も長い。その長い高齢期をどのように過ごすかは、個人にとっても社会にとっても極めて大きな課題となっております。

公園に高齢者向けの健康増進遊具を設置し、介護予防を備えた公園とする地方自治体が増加しております。ひとり暮らしで閉じこもりがちな高齢者らが気楽に運動できる場を提供し、介護予防につなげたい考えからであります。体に負担をかけずに背筋を伸ばせるベンチや、足腰を鍛え、平衡感覚を強化する手すりつきの階段、足を伸ばして柔軟性を上げる器具など、さまざまな健康増進遊具が開発されております。また、そのような公園には、効果的な利用方法などを記した案内板も設置されているところもあります。

これまでの公園整備は子供向けの遊具設置が中心でしたが、今後ますます進む高齢化社会の介護予防公園として、高齢者向けの健康増進遊具の設置について、市長の見解をお尋ねいたします。

それでは、最後に、反転授業についてお尋ねいたします。

反転授業とは、授業と宿題の役割を反転させる授業形態をいいます。通常は、授業中に生徒に教材を使って知識や考え方などの伝達学習を行い、授業外でその内容の復習を行うことを反復し、学んだ内容の定着を図ります。

これまでの学校教育で行われた、授業から宿題の繰り返しによる学習方法から、反転授業では、自宅でビデオやタブレット端末による教材などを活用し、あらかじめ決められた学習内容を学んでから、学校の授業でその内容に関する確認、さらには共同学習によるディスカッションなどを行い、学んだ知識を使う活動によって学習能力の向上と学習の総時間量を変革する取り組みと言えます。このような意味からも、ICT教育の一部としても考えられるものであります。

また、これまでの授業は、教師からの講義が多くの時間を費やし、インプットする機会だったと言えます。それに対して反転授業では、あらかじめ学習した内容をアウトプット活動に費やすことで、得た知識をみずから使う機会をふやすといったメリットが期待されます。

反転授業の導入は、欧米を中心に2010年ごろから注目を集めるようになって

たと言われております。事例数はまだまだ少ないですが、日本におきましても幾つかの小中、高等学校、大学で導入されております。特に、佐賀県武雄市では昨年の11月に武雄市立武内小学校で反転授業の公開授業が行われ、本年からは日本で初めて地方自治体単位で反転授業に取り組む予定とされ、注目をされております。義務教育課程から高等学校教育、大学と、導入する現場によって反転授業の適切性、または有効性などについて議論されるところであります。

総務省がICT教育を導入する実証校を対象に行ったアンケートでは、児童・生徒の大半がICT教育を歓迎している結果が明白であり、小学3年生から6年生の児童でも、コンピューターを使った学習や授業について、楽しい、わかりやすい、もっと受けたいと答えた割合が9割前後に上ったという例もあります。

政府は本年6月にまとめた成長戦略に、10年代中に児童・生徒1人1台の情報端末を目指す方針を盛り込んでおります。

そこで、お尋ねします。

反転授業の取り組みについて、御見解をお聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 現在本市では、第6次尾鷲市総合計画の基本目標に、みんなが安心して健やかに暮らせるまちを掲げ、健康づくりや高齢者保健福祉の推進に取り組んでおります。中でも、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康に暮らせるよう、介護予防を中心とした取り組みを進めております。

そのような中、平成27年度に改正される新介護保険法では、地域全体で高齢者を支える仕組みといたしまして、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化など、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が掲げられており、本市におきましても地域の実情を踏まえた体制整備に取り組んでおります。

ここで、議員御質問の本市における地域包括ケアシステムの取り組み状況につきまして申し上げます。

新介護保険法では、先ほど申し上げました地域支援事業の充実に加え、要支援1及び2の方に対する訪問介護及び通所介護が、介護保険給付から市の地域支援事業に移行されます。その実施につきましては、既存の介護事業所によるサービスのほか、地区の福祉委員会やボランティア、NPO団体などによる多様なサー

ビス提供も必要となることから、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと連携しながら、猶予期間内の平成29年4月開始を目指して確認を進めており、試験的な実施に向けた調整に入っております。

多様なサービスとして考えられる一例といたしまして、高齢者が気軽に集い、体操や創作活動、昼食などをともにするサロンなどにつきましては、既に実施している地区及び参考となる事例も多いことから、各地区の実情に合った形での実施を広めてまいりたいと考えております。

また、在宅医療・介護連携の推進では、これまでも在宅医療及び介護の連携体制整備につきまして、関係機関による勉強会、尾鷲紀北多職種協働による在宅医療を進める準備会を6回開催してまいりました。そして、本年10月には紀北医師会、尾鷲市、紀北町、地域包括支援センター、尾鷲総合病院地域連携室、訪問看護ステーション、在宅ケアグループ等で構成する尾鷲市・紀北町在宅医療・介護連絡協議会が設立されました。

現在、毎月協議会を開催しており、今後も在宅医療に関する事例検討や講習会、地域ケア会議との連携、認知症初期集中支援チームの早期設置に向けた検討を行ってまいります。

次に、地域包括ケアシステムの柱の一つとなる認知症対策につきまして申し上げます。

本市における要介護認定者数1,634人のうち約6割に当たる1,001人に認知症の症状が見られるなど、65歳以上の高齢者のおよそ8人に1人が認知症と推測されます。

認知症に対する取り組みといたしましては、早期診断・治療が基本となりますが、認知症の方やその家族に対する周囲の理解、サポートも重要なことから、認知症を正しく理解し、地域全体で支えることを目的に、地域包括支援センターが中心となり、認知症サポーターの養成を行っております。地域や職場単位に養成講座を開催しており、これまでに1,300人を超える市民がサポーターとなっております。

また、徘徊のおそれのある認知症高齢者を見守る仕組みといたしまして、地域包括支援センターが中心となり、警察署や介護事業者などの協力のもと、情報を共有し、早期発見、保護につなげる見守りネットワークを構築しております。

このように、今後もふえ続けることが予想される認知症高齢者につきまして、在宅での生活を支援するため、引き続き地域住民や関係機関の協力が欠かせない

状況であり、市及び地域包括支援センターを中心に相談や啓発を行ってまいります。

次に、健康増進遊具の設置につきまして申し上げます。

議員御提案の健康増進遊具につきましては、気軽に体を動かすことで介護予防にもつながることなどから、公園等に背筋を伸ばせるベンチ等を設置する自治体がふえております。本市におきましても、尾鷲市健康増進プログラムの取り組みにより、県の景観まちづくりプロジェクト事業を活用して三木里地区に自然浴さんぽ路を整備した中で、背伸ばしベンチ2基を設置しており、市民の皆様に御利用いただいております。

本市における現在までの公園整備につきましては、子供向け遊具の設置、市民の憩いの場としてのあずまや、ベンチの設置が主なものでありました。今後は、高齢者の介護予防の観点も考慮し、公園の利用状況や設置場所、健康増進遊具の種類を検討した上で整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、反転授業についてであります。

反転授業につきましては、佐賀県武雄市などの実践が新聞等で紹介されておりますが、小中学校での導入はまだまだ少ない状況にあると捉えております。本市の小中学校では、新しい教育ビジョンのもとでの授業改善に取り組んでおり、よりよい改善のために反転授業等の成果や課題から学ぶことも大切であると感じております。詳しくは教育長から説明いたさせます。

議長（村田幸隆議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 反転授業についてお答えします。

これからの時代を担う子供たちには、みずから考え、みずから学び、そして判断していく、そういう子供像が望まれております。この反転授業の考え方には、大変そういう点からして、学ぶべきところがたくさんあるというふうに考えております。

ところで、この反転授業を成功させていくためには、2点ほどポイントがございます。1点は、家庭での学習の習慣の確立、家庭への援助が非常に多大なものが要るということでありまして。それと、もう一点は、そういう家庭学習への支援体制、また、魅力的でわかりやすい自宅用修養のコンテンツ、それから端末の提供といった十分な条件整備と創意工夫というものが必要になってまいります。そして、こうした条件整備や創意工夫に満ちた取り組みがうまくいけば、反転授業による教育効果の高い授業の実現というのが大いに期待できるであろうというふ

うに考えております。

今後、反転授業は、さっき市長も答弁の中にありましたが、武雄市を初め少しずつ広がっております。高校や大学では随分高い評価がなされてきておりますが、小中ではどうなのかということで、これから反転授業の研究の成果がたくさん出てまいって、内容と成果の広がりを見て、そういうところから大いに学んで、この地域の家庭や子供たちの実情に合わせて、よりよい学習のあり方、その中でどういうふうに考えていくかというようなことは、ぜひ検討してまいりたいなというふうに考えています。

先ほども申しましたが、学校現場にはさまざまな家庭、そして意欲、学力の子供たちがいます。そして、前のこの議会でも子育て支援の質問が出た際に、随分経済的な格差のもとでいわゆる低学力を来しておる子供たちもやっぱり少なからずいるわけで、そういった状況からしますと、まず家庭で予習や復習をこなすのが難しい子供たちがいる中で、本市ではこうした状況を踏まえて、新しいビジョンのもとで、一人残らず学びに参加できて、学ぶ楽しさや意欲、関心が高められるように、現在、ともに学び高め合う授業ということで取り組んでおります。そして、どの子もひとりぼっちにさせない授業をしようと、そして、教えから学びへということで、享受型の学習ではなしに、子供たちが学ぶ、学び合うそういう学習を取り入れております。

特に、家庭や学習の不足の子供たちが授業の前半で十分参加できるように、個人学習を支えながら基礎、基本をともに学び合う、そういう授業プロセスをとって、後半で高い課題を与えて、みんなで課題を考え合って高め合っていくという、そういう共同的な、ともに学び高め合う授業を取り込んでいるわけです。

現在、この取り組みによって幾つかの成果も出てまいっております。そんな点で、このともに学び高め合う授業を通して、今後、議員御指摘のタブレット等、ICT関係の活用を図りながら充実させてまいりたいなというふうに考えております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） ありがとうございます。

では、まず、包括ケアのほうの質問をさせていただきます。

9月の定例議会で内山議員の質問にも出ておりましたけれども、予防給付の訪問介護と通所介護が新しい支援事業に移されますよね。つまり、今まで介護給付の義務的経費だったのが、自治体の裁量に移行されるということですよね。

財政が豊かな自治体とそうでない自治体とでは、サービスの拡充もあれば縮小もあり得るということで、自治体間での格差が生まれるんじゃないかということが予想されますけど、尾鷲市の10年後を見てみますと、人口も5,000人減ってしまいますし、税収も減りますし、しかし高齢者は横ばい、そういう状況で、今後、財政需要によって、予算切れなどによって、給付措置がストップやサービスの低下というのがあり得るんじゃないかと思うんですけど、その辺は、市長、確認なんですけど、大丈夫でしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今後、新介護保険法のもとで本市が担う要支援1及び2の方に対するサービスにつきましては、先ほども言わせていただきましたが、現在、紀北広域連合、それから、紀北町及び地域包括支援センターと連携しながら、平成29年4月の改正に向け準備を進めているところであります。

参考までに、本市の要介護認定者1,634人みえるんですが、そのうち要支援1及び2の高齢者の方は457人で、全体の28%を占めております。そんな中で、今後のスケジュールに沿ってサービス提供体制の確立、サービス料金及び利用料の設定、財源の確保など、たくさんの課題に向けて取り組んでいかなければならない状況であります。

また、新しい介護保険法改正の一つに掲げられております生活支援サービスの充実につきましても、今後の高齢化社会を踏まえまして、ごみ出しとか買い物、掃除など、生活支援が必要な高齢者に対しまして、ボランティアやNPOなど多様な主体を活用して生活支援サービスの新たな仕組みをつくり上げ、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。

まだ現段階では未確定な部分もたくさんありますけれども、現在、要支援の高齢者が受けている介護サービスにつきましては、サービスの低下を招かないように、また、新たなサービスを提供できるように、生活支援サービスの充実によって新たなサービスを提供できるように最大限の努力をしてまいりたいと考えているところであります。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 現段階ではそう言うしかないと思うんですけど、多様なサービスで、サービスもいろいろふえて、ボランティア、有償ボランティアだと思うんですけど、そういうのがふえたら、支援事業のほうでサービスもふえたら財源というか、お金もかかってくるんじゃないかと思うんですけど、財政が逼迫する

中で、今後大丈夫なのかなと思うんですけど、その点はどうなんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 財政的なことはこれからの詰めになっていきますけど、県のほうで新しく基金が設置されるというふうに聞いておりますので、その基金をどのように利用できるのか、最大限に活用させていただきたいなというふうに思っております。それが、新しいサービス、29年からはきちんと制度的に保障されるでしょうけれども、試行期間、27年からの周知期間についてはどういうふうにするのか、そういったところも含めて、これから予算的な面も含めて議論をしていきたいと思えます。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） わかりました。

それでは、現在の予防給付というんですか、それは全てサービスの種類や内容、また人員の基準や運営基準、単価などを国が設定し、全国一律で設定されておりますけれども、新しい支援事業は市町村での判断となっておって、やっぱり財政が厳しくなればサービスも低下されるし、サービスの単価が下がれば、今度は事業者のほうで経営が難しくなるんじゃないかという懸念もあるんですけど、その点は大丈夫なんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのために、新介護保険法のためにどういったことがやっていけるのか、あるいは料金はどうなのか、サービスはどうなのか、もちろんサービスの低下を招くようなことはだめでありますので、今、関係機関で寄って、実例等も踏まえながら、実際の事例に沿った協議等もしているところであります。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） やっぱり10年先のこと、これから先のことですから誰も予想はつかないと思うんですけど、2025年の超高齢化社会に向けて備えて、安定的な社会保障の財源の確保として政府は消費税増税を行いました。5%から8%に増税されて、その3%のうちの消費税分の0.7%の地方消費税分ですか、それを社会保障に加味されるんでしょうか。持続可能な制度にするためにはこの財源を活用しなければならないと思うんですけど、どうでしょうか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 消費税及び地方消費税につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法

律によりまして消費税法の一部が改正されまして、本年4月1日に消費税率と地方消費税率を合わせて8%に引き上げられております。その際、引き上げ分に係る地方消費税収入等につきましては、年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされておりまして、用途を明確化するという方針が示されているところであります。

地方消費税交付金につきましては、毎年度6月、9月、12月、3月の年4回交付されておりますが、本年度の交付金に係る通知から、一般財源分と社会保障財源分に分けて交付金額が示されているところであります。

本市におきましても、消費税率の引き上げの趣旨を踏まえまして、引き上げ分の地方消費税収入につきましては社会保障政策に要する経費に係るものに充当してまいりたいと考えているところであります。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） その増税分の、地方消費税分の今まで消費税がふえた分というのは、もし金額的にわかれば、どんなものなんですか。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） それでは、今年度の地方消費税の増税に係る分の歳入といたしましては、地方消費税交付金という形で本市に歳入をいたします。

地方消費税交付金につきましては、毎年6月、9月、12月、3月の4回の交付となっております。現在6月分、9月分、12月分の3回の交付が確定しております。今年度は3回分として2,735万2,000円交付決定となっております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 高齢者が生活を続けるときに問題となるのは、介護だけではなく、ごみ出しや、先ほど市長も言われましたけど、食事の準備、買い物、近隣との交流、それから安否確認、外出方法、さまざまなものが入りまじっておりますが、このような支援はこれまで家族が担ってきましてけど、近年それが難しくなっております。高齢者のいる家族形態を見てみますと、単身世帯や高齢者のみの世帯が急増しております。このような高齢者に対して何らかのサポートが必要になっておりますが、今回、2015年の改正によれば、多様な主体の地域支援事業として位置づけられておりますが、介護の担い手不足が予想される中、その部分を地域の住民ボランティアや、また、ボランティアとして元気な高齢者自身

が参加することも重要だと思われませんが、サービスの担い手をふやすという意味に加えて参加者の介護予防にも効果的だと思いますが、こういった考え方はどうなんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現在でも民生委員・児童委員の方におかれましては、随分高齢者のためにお仕事をしていただいております。しかし、やはり住みなれたまちで安全で健やかに暮らしていくためには、やっぱり地域の中で支え合うという制度をつくっていかねばだめだと思います。

尾鷲市の場合は、比較的助け合い、コミュニティの部分が濃い部分がありますので、かなりの形で助け合いというのが根づいているところでありますけれども、さらにそれを組織的に支えていくという形に持っていくべきではないかなというふうに思っております。その一つとして、やっぱりサポーター的な、認知症のサポーターもありますけれども、高齢者のサポーター的なものもこれから考えていかなければならないと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 9月の定例会で田中議員がごみ出しの問題を取り上げましたけれども、そういったことも包括ケアシステムの中で考えていかなければならないと思われるんですが、市としてどのような取り組みを考えているのか、もし、もうあれから時間がたっていますので、どういうことをするのか取り組みを決まっていればお答えください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） あの後、3課、ごみ出しの件でありましたが、環境、それから市民サービス課、それから福祉の3課で寄って、どのような対応ができるか議論をしていたところでありますが、たまたまこの新しいサービスの提供がありますので、これでまず試験的にやれないか、来年から試験的にやれないかという議論を今しております。29年からはきちんと制度化になりますけれども、27、28で試験的に実施できないかという議論を今進めているところであります。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） いや、私、聞いたところだと、ある程度のことまで考えているという、ちょっと具体的なことが全然出なかったもので、誰に聞いたらいいいですか。環境ですか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 御説明いたします。

ごみ出し支援については、先ほど市長も申されましたように、環境課、市民サービス課と共同でいろいろ事業を進めております。その中で、新しい生活支援サービスの中では、平成29年度から制度としてきちっとごみ出し支援、買い物支援ができるような仕組みが財源も確保されるのですが、平成27年、28年については財源がまだ充てられることが決まっていないものですから、試験的なことも含めて今組み立てております。

まず、地区によって、例えばごみ出しを支えていただく方が、どのような形態で、どういう規模で期待できるのかということも現在ちょっと調査をさせていただき準備をしております。そういう、例えば必要量とか、必要な財源も含めて今後準備をしていく段階にありますので、ごみ出し支援について最初は取りかからせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） ぜひお願いいたしたいと思います。

構築に当たって、今もお話を聞いたように、環境であったり福祉であったり、いろんな庁内がかかわっていかなければならないと思います。地域包括ケアを構築するには、やはり福祉保健課だけではなく、みんなが、庁内全体が同じ共通の意識を持って事に当たっていかなければならないと思いますので、庁内でプロジェクトチームとかそういうプロジェクトを組むとか、そういうことは考えておられないのでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今回、田中議員から質問を受けて3課の協議体制をつくったわけですが、まだ今のところはこの新しい介護保険制度に向けてのプロジェクトはまだつくっていないところであります。

もちろん、具体的に対応しなければならない部分が出てくれば、その都度その都度チームを組んでやるわけですが、この件に関して、じゃ、庁内でのプロジェクトをとすることはまだ考えておりません。

議長（村田幸隆議員） 環境、市民、何かございませんか。答弁することはないですか。

5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） できるだけ早くプロジェクトチームをつくって、庁内を挙げ

て共通の認識で進めていったほうがいいと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

また、構築に当たって、それぞれの地域地域でニーズの違いがあると思われるのですが、地域の課題や支援の担い手の洗い出し、どのようにしていかれるのか。また、課題解決に向けて連携を強化したり、担い手の養成など、一連の仕組みをつくっていかなければならないと思いますけど、行政だけでなく地域住民、例えば老人クラブとか自治会とか婦人会とか、知恵をかりて協議を重ねていかなければならないと思うんですけど、市長、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 地域にはそれぞれの事情というものがありますので、地域に住んでみえる方の知恵を拝見することが一番大事なことかなというふうに思っております。

今、先ほども言いましたように、民生委員の方がいろいろと働いていただいておりますけれども、民生委員の方とか、小川議員が言われた老人クラブの方とか、まさに元気なお年寄りが介護等を必要なお年寄りを支えていくというような形がこれからの尾鷲の高齢化社会にとっては必要なことになると思いますので、その辺もあわせて議論をさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 先ほど答弁の中で市長も言われましたけど、高齢者が集まるサロンの開催、本当にいい取り組みだと思いますけど、各地域にそういったサロンとかカフェのようなものを、地域地域で自治体単位でつくっていけばどうかと思うんですけど、サロンを開催するに当たって、場所的には空き家がありますよね、空き家対策の特措法もできましたし、空き家対策にもつながると思うんですけど、各地域で空き家を利用してそういうサロンとかカフェのようなものをこれからつくっていったらどうかと思うんですけど、その中でまた保健師さんとか月に1回ぐらい訪問していただきまして、血圧測定とか健康相談とか、そういうのもやってみたらどうかと思うんですけど、市長、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 皆さんが一堂に会していろいろお話しして集うということは大変大事な話だと思っています。

基本的にはコミュニティセンターでやっていただいたらとは思っていますが、地域によっては空き家等の利用も考えてもらわなければならないというふうにも

思っております。地域地域で、その地域に合ったような形での進め方を支援していききたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 元気な高齢者の方に生きがいを持っていただくために、現役のときに得意だった、もし農業をやっている方だったら、サロンに集まってこられた方みんなで畑をつくって、それを生きがいにするとか、そういうのとかもやっていけばいいんじゃないかなと思う。また、漁師の人だったら、またそれにかかわるようなことをするとか、生きがいを持ったのが介護予防につながっていくんじゃないかと思います。

それでは、認知症のほうに移させていただきます。

認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランというんですかね、今回は早期診断と早期対応に重点を置くことになっておりますが、認知症は軽度のうちに対応すれば入院することもなく生活もできますが、軽度の認知障害は加齢による物忘れと似ているので判断が難しく、5年で約半数の方が認知症に移行してしまうようでございます。

私ごとなんですけど、きょうここへ来る前に車に乗ろうと思ってポケットの中を探ると、車のキーを家に忘れてきたということで、これで今週2回目なんですけど、ちょっと認知症かな、それとも加齢による物忘れなのかなと自分で悩んでしまいました。関係ないんですけど。

認知症は早期に発見することが重要だと思いますが、行政として早期発見、また、予防事業として取り組んでいることがあればお聞かせください。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 御説明いたします。

認知症につきましては、まずその方の早期発見が必要なわけですが、御家族とか、かかわる方によってその方に認知症が心配されるケースもございまして、御本人がまず相談に来られるケースは少なくございます。ですので、家族等の相談窓口として福祉保健課、地域包括支援センターも、またホームヘルプサービス等で回っている介護事業者の方からも情報をいただきまして、早期にケアをするようにしております。

あと、認知症のサポーターについてもそういうふうな形で、近隣の方の理解も必要ですので、そういうことも含めて認知症の方が在宅で生活できるような仕組みを心がけておりますので、そのような形で進めております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 認知症サポーターのことが出ましたので、認知症サポーター、全国で499万人おられるということで、この尾鷲市は1,300人ですか。キャラバンメイトは全国に9万7,168人みえますが、尾鷲市のキャラバンメイトは何人ぐらい。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） キャラバンメイトというのはサポーターにコーチをする、教える資格のある方なんですけど、全国は先ほど言われました。尾鷲市についてはメイトは23名登録されておられます。ちなみに私も講習を受けさせていただいておりまして、メイトの資格を取らせていただいております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 認知症サポーター、1回の講習でよかったですかね。ここにおられる方、何人か認知症サポーターになっている方もおられると思うんですけど、できるだけ多くの方が、多種多様な職業の方とか、今度そういう講習があれば私も参加させていただこうと思うんですけど、市の職員がみんな認知症サポーターというか、講習を受けてなったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、市長、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほどこの本会議に来る前に銀行の方とちょっと会ってまして、銀行の方が認知症サポーターの資格を取って、地域のために働いてくれるようなことをやっていただいております。それを受けて、今副市長と、職員もサポーターにならなあかんねという話をしたところであります。ぜひ議員の方も含めてそういうサポーターをふやしていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 私も1回の講習、2回とか3回受けて認知症サポーターになろうかなという決意を今いたしたところでございます。

認知症は早期発見が有効だということで、スクリーニングテストというのがございますけど、それをホームページに導入して、それから入って行って、次は、認知症かなと思ったときにどこに連絡すればいいか、どういう相談を受ければいいのかとか、そういうのをホームページに入れてみたらどうかと思うんですけど、課長、どうでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 御提案いただきましたホームページへの掲載について、  
ちょっと2点ほどございます。

まず、認知症についての相談窓口については、やはり福祉保健課とか社会福祉協議会、包括支援センターも含めて、今後広くPRしていきたいのと、あと、長谷川式スケールで認知症の簡易テストができるのですが、それをホームページに掲載してはどうかという御提案だと思うんですけども、長谷川式スケールについては、受ける御本人の理解と、基本的にマンツーマンであることを基本としておって、簡単な質問なものですから、その質問項目だけを見てしまうと少しちょっと何でこんな質問をするのかというような簡単な質問なんですけれども、そういう点もあって、ホームページでそれを自己判断して、点数が低いからといって自己判断で決定してしまうことも慎重に行うべきという意見もあって、その辺、今後検討させていただいて、掲載については課題とさせていただきたいと思いません。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） それでは、見守りネットワークを構築していると聞きましたけど、多分徘徊SOSネットワークのようなものだと思うんですけど、それはどのようなシステムなんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 徘徊見守りネットワークにつきましては、まず地域包括支援センターが中心となって、家族からの依頼をもとにお願いカードというものを渡される場合もあります。ですけど、それを渡される家族はまだ少ない状況でありまして、基本的には徘徊をされた後、捜索することが必要なのですが、そのために事前に警察とか介護事業所に徘徊のおそれのある方、または以前に徘徊をされたことのある方の情報を共有しまして、そういう情報網をつくっております。

実際に徘徊されて不明になった場合は、メール等でも連絡し合って、早期発見につながっておりますので、年に二、三件ございますので、今のところ無事に発見されておりますので、事件や事故には至っておりません。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川公明議員。

5番（小川公明議員） 今、年に二、三回と言われましたけど、本当はもっとたくさんの方が行方不明になって、発見されていると思われれます。

認知症高齢者は、徘徊傾向にある人は大体年に6.3回ぐらい行方不明になるそうです。日本全体ですと年間1万人の方が徘徊で行方不明になって、350人

ほどの方が死亡して発見されるそうでございます。私の市内の友人の父も認知症で行方不明となりまして、3日後に山の谷底で死亡しているのを発見されたこともあります。

韓国では、個人のファイリングをつくりまして、それをネットで情報共有することで、かなりの確率で身元も確認できて自宅に帰されたというふうになっておりますけれども、どうでしょうかね、家族の承認も必要ですけれども、家族の承認が得ることができた徘徊の可能性のある方々の写真をデータ化して、情報共有して、見守りネットワークで行方不明になったときに一斉に探すというのは、そういうのは難しいでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 現在の見守りネットワークに使っている情報は、基本的には写真はないのですけれども、実際に徘徊されて発見するにはやはりお写真も必要なことから、御家族の了解を得た上で、基本的には写真をメール上で交換しているのです、この辺につきましては個人情報観の観点もいろいろあって、そういうことを言っていられない場合もあるんですけれども、今後ちょっと課題とさせていただいて、地域包括支援センターや社協とも協議していきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） そのようにお願いしたいと思います。そしてまた、できるだけ早い時期に認知症ケアパスの作成と、先ほど言われていましたけど、初期支援チームの設置をお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

健康遊具につきましては、先ほど市長から設置を進めていただけるようなことをお聞きいたしましたけど、ネットで調べましたらいろんな機材がありまして、ぜひ安全な、子供さんが事故が多い、たまに事故があるというのもネットにも載ってございましたけれども、安全な器具というのもたくさんありますので整備を進めていっていただきたいと思っております。それで、また、公園だけでなくウォーキングのコースなんかの途中でそんなのを置いたりとか、そういうのを設置すればいいと思うんですが、そういうのはいかがでしょうかね。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、尾鷲市に20コースのウォーキングコースをつくって皆さんに歩いていただいているわけですが、歩くウォーキングと、そういう健

康増進遊具とあわせることによってさらに効果も高まると思いますので、場所の選定というのが重要でありますけれども、休憩地点とかゴール地点とかでできないのかというのを、補助等も含めて検討をさせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） ぜひウオーキングコースの途中とか高齢者の方が集まるような場所にぜひ設置していただきたい、そのように思います。

それでは、高齢者の住まいについて、ちょっと二、三お伺いいたします。

特養などの、今度、要介護3以上というような規定が盛り込まれたみたいですがけれども、特養などの施設入所の実態把握とか、必要な利用者が入所できているのか、また、待機者の実態というのは把握されておられるのでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 特養の待機者についても、毎月、管内の特養から報告が来まして、現在、尾鷲市、紀北町合わせて231人、尾鷲市だけでは134人の方が特別養護老人ホームの待機者となっております。毎月情報が来ますので、そういうふうに管理しております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 時間もなくなってきましたので。

それから、低所得者の高齢者の住宅支援とか家賃助成などの取り組みは、先ほど政府のほうでも家賃補助の説明がありましたけれども、そういう取り組みをされているのか。また、賃貸住宅に居住する高齢者の入居時、更新時、連帯保証人がいないときには入所困難となると思うんですけど、そのときの実態と対策はどのようにされておられるんでしょう。

議長（村田幸隆議員） どなたですか。

市長。

市長（岩田昭人君） 高齢者の方が一緒に住むような住宅というのは、仲間もできて交流もできて、生きがいもともにするということは大事な話でありますけれども、今のところ市として整備していくという形じゃなしに、民間の部分で建設されるのを支援させていただきたいなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） いえ。入所困難な人、連帯保証人とかがいない場合はどうされているのか教えてください。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 例えば市営住宅で、連帯保証人がいなくて入所困難な人の場合は、建設課から御相談をいただきまして、社会福祉事務所長として、私、連帯保証人の署名をさせていただいております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） ぱっぱぱといくようなつもりでまだ聞きたいことがたくさんあるんですけど、ひとり暮らしの高齢者がふえる中、親族のいない高齢者とか身寄りのない高齢者もみえると思うんですけど、財産管理ができなくなった場合、また亡くなった場合にその財産管理はどうなるのかというのと、また、介護保険制度と成年後見人制度の関係はどうなんでしょうかね。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） まず、認知症の方への財産管理とか書類管理につきましては、軽度の方につきましては社会福祉協議会で権利擁護という形で対応しております。ちなみに、認知症高齢者は現在3名、そのほか知的障害も含めて35名の方を社会福祉協議会で権利擁護としてケアしております。

また、重度の方になりますと成年後見人という制度で、家庭裁判所の審判を得て、例えば行政書士さんなり社会福祉士になることが多いんですが、それにつきましては現在2名ほどの利用がございまして、財産管理、あと書類管理を行っております。

ちなみに、亡くなった場合、財産管理については成年後見人が携わっている場合はきちっと財産の処理ができるのですが、権利擁護だけでは財産にはさわれないので、その後しかるべき処置を裁判所に申し出てする必要があります。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） ありがとうございます。

それでは、もう時間もないんですけど、次に移らせていただきます。

先ほど教育長、タブレットを使って学力向上に向けて、また、尾鷲独自の取り組みをされているということで、例えばどういうふうに行われておるのでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 現在、共同的な学びということで、授業の中で、例えば体育を例にとりますと、高飛びをしますよね、これまでですと高飛びのプレーを見ながら、どういうところがよかったかどうかという、見た印象をもとにして話をします。現在やっている方法は、タブレットを使ってその画像を映して、グループ

でその映像を見ながら、どこがどうというふうなことを再現しながら話し合っ  
て改善していくというふうな、自分の姿をまた自分で見ることもできますし、そ  
ういう活用をしながら、お互いに感想なり意見なりを述べて自分のわぎを高めてい  
くというふうな、具体例を言えばそういう使い方が一つなされております。

議長（村田幸隆議員） 5番、小川議員。

5番（小川公明議員） 地域独自のタブレットの使い方、それが学力の向上につな  
がっていけば本当にいいことだと思いますし、全国の先進的な事例になるように、  
この間もお伺いしたんですけど、学力向上にもつながっているということで、教  
育長を見ていますと尾鷲に一つの光が差してきたんじゃないかと思しますので、  
ぜひこれからも頑張っていっていただきたいと思っております。

以上、質問を終わらせていただきます。

議長（村田幸隆議員） ここで10分間休憩をいたします。再開は11時10分とい  
たします。

〔休憩 午前11時01分〕

〔再開 午前11時16分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、真井紀夫議員。

〔1番（真井紀夫議員）登壇〕

1番（真井紀夫議員） 今定例会、最終の一般質問をさせていただきます。

ことしも残りわずかとなりましたが、岩田市政も2期目に入って1年半を経過  
いたしました。この間、今もって未解決である尾鷲小学校問題、輪内中学校の問  
題、この夏の宮之上小学校の火災事故、水道部の随意契約や違法な工事、入札ト  
ラブルや暴力事件等、さまざまな出来事で多くの市民に大変心配をかけてきまし  
た。

今回の私の一般質問は、「ウソとでたらめの市政をいつまで続けるのか。市民  
は信頼と公正を願っている。」を表題としています。岩田市政1期目から2期目  
の今日まで、余りにも不透明なことが多過ぎたと思っています。教育長人事や市  
役所人事、尾鷲小学校の設計業者をシーラカンズ社にしたいきさつや、入札前後  
のごたごた、感謝状問題等、そのほか、道の駅、浄化槽PFI問題、高価格のご  
み袋問題等々、よくわからないことが多数ありました。

これらは全て岩田市政の隠蔽体質が最大の要因であると考えます。ここに岩田  
市長の反省と市民に向けての謝罪を求めるとともに、私は議員として市民からい

ただいている責務をしっかりと果たさなければならないと、なお一層決意する次第であります。これからは、ガラス張りの開かれた行政、市民によくわかる尾鷲市政にしなければ、どこからも信頼されないと思います。

よって、宮之上小学校の火災に対する市の対応と水道部の一連の問題を、9月定例会に引き続き、再度一般質問を行います。

前回、私は宮小の新体育館火災事故について、業者がうそのてんまつ書を報告してきているのに、市長、教育長はそれを了として受け取り、早く幕引きをしたように感じられると申し上げました。市長からは、7月29日と8月8日の生活文教常任委員会と全員協議会で、業者の不注意による火災事故で皆様に心配をかけたが、業者からわび状が提出されたと報告がありました。その後日の9月定例会では、私の一般質問に対して市長は、業者の報告の内容に誤りがあったので、業者から訂正とおわび文が9月8日に再提出されたので理解してほしいと答弁されました。

私は質問時間の関係で再質問は控えましたが、市長答弁は業者側に気遣いしてのことかと不可解な思いをいたしました。その不可解な思いであります。7月29日、議会側に示した業者側からの宮小火災事故報告書では、学校現場の火災は、消防法第24条の認識不足で、消防署等関係機関への通報を行いませんでした。発注者等への報告も怠ってしまいましたと書かれています。

市側の報告説明は、市の見解と対応についてとして、消防署等関係機関へ通報義務をなぜか不問にしたままにして、しかしという言葉をおろそかに加えて、通報、連絡、報告がおくれただけだとしています。その上に、消防の判断は、火災原因は自然発火によるもので事件性はないだろうということ、また、法令違反となるようなこともないということとして片づけています。結果は大火にならず、ぼやで済んだので岩田市長は了解したようでしたが、火災を発生させたことに寛大過ぎると思いませんか。それとも市長は何か業者側に配慮しなければならないわけでもあるのかと私は思いました。

後日、消防本部に尋ねたら、消防法第24条の通知義務違反であることを認めております。消防の判断は法令違反ではないという市の報告はうそだったこととなります。事実は法令違反があったからこそ、始末書の提出を求められたのであります。何ゆえに議会への報告説明で、市の見解と対応としてにうそを書いて済ませようとしたのか、不信のきわみであります。

市長は、火災事故は業者の落ち度であると言っているだけで、市の見解と対応

についてはその報告と説明をただけで、事実は明らかにしていません。議会を全く軽視した許しがたい市当局の行為であります。学校という現場は子供たちの安全が第一でなければならないのに、市の姿勢にはその意識が全くないと言っても過言ではないと私は思っています。

7月29日に議会へ示された市の見解と対応については、岩田市政の体質だから理解せよということなのでありましょうか。私は理解できません。業者だけでなく、岩田市長も事実を述べて議会と市民に謝罪すべきだと思います。

市長は、この宮小火災現場に足を運んでいますか。けしからんことに、現場検証もできないほどに証拠物件を処分して片づけられていましたが、現場を見ていたら事の重大さはわかったことと思います。市長の御見解と、火災の現場確認を自分自身でされたか、そのこともお尋ねをいたします。

市長は政治信条として、清潔・誠実、現場主義、共創を選挙公約としていますが、実行していますか。お答えください。

次に、水道部の一連の問題であります。前回の一般質問でも取り上げましたので正常化すると思っていたのですが、いまだに解決の取り組みもせず、疑惑や不明瞭なことがそのままになっていませんか。

また、総務産業常任委員会でも水道問題の質疑がありましたが、その後、市議会に報告も説明もないように思います。この際、前回の私の一般質問と委員会での質疑や答弁された内容について、再度お尋ねいたします。

ことしの5月上旬、新田地内を清掃していた業者から、新田地内の下水管と交差している上水道管のために下水排水が支障を来しているとの通報があり、水道部職員が現場確認したところ、雨が降るたびに雨水が道路にあふれ、住民の通行が大変であった。梅雨時期前なので急いで改修する必要がある、工事発注をしたと説明をしています。

業者の見積もりは5月22日、庁内持ち回りの工事支払い伺い書の決裁も契約書も工事着工も同じ5月22日というのはどうしても理解できません。通報があったという5月上旬とはいつの日のことですか。また、通報を受けてから水道部職員が現場確認したのはいつの日ですか。随契工事でやるしか仕方がなかったような説明を受けましたが、疑問が多数あります。

次に、これも9月定例会からの続きであります。水道部庁内の勤務中に暴力事件が起きたということですが、市長と副市長はその後どのように対応されたか、お尋ねをいたします。

この件に関しては、市長並びに副市長も議会の場で答弁されています。当事者である双方の意見や話をしっかり聞いてくれましたか。

発端は須賀利の水道工事の内容についてと、馬越地内の延期された水道工事の入札に絡むトラブルと聞いておりますが、市長と指名審査会長である副市長に、この暴力問題の経緯と解決について御答弁をお願いいたします。

壇上からは以上です。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本年7月に発生いたしました宮之上小学校校舎建設現場における火災事故につきましては、既に7月29日、8月8日に生活文教常任委員会と全員協議会でおわびと御報告をさせていただくとともに、第3回定例会でも御説明させていただきました。

現場におきましては、あってはならないことが起こったと認識しており、建設工事共同体には7月25日に施工の安全確保について嚴重注意を行い、企業体からは7月31日付で両社長名でのおわび状が提出されました。その後、報告の内容に確認不足による誤りがあったことから、その内容につきまして本市と企業体双方で確認し、訂正報告とおわびを企業体の社長を初め役員から直接受けました。

今回、議員御指摘の7月29日にお示しいたしました、企業体からの報告書に対する市の見解と対応における法令違反となるようなこともないという表現につきましては、法令等における火災ではないという認識のもとによるものであります。

なお、現場へは、教育委員会から写真や状況報告を詳細に受けた後、副市長ともども出向いております。

平成23年度に実施いたしました新田町地内排水管布設がえ工事及びそのほかの関連修繕につきましては、水道部に大きなミスが三つありました。

その一つ目は、平成23年度に布設がえ工事を行う際に、現地にありました下水管につきまして建設課に確認することなく使用されていないものと誤った判断をしてしまい、下水管を切断する形で排水管の布設を行ってしまったこと。

二つ目は、本年4月30日に現場付近を清掃中の業者から、下水管を水道管が横断しているため排水に支障を来しているのではないかとの通報があり、同日に水道部で確認いたしましたところ、降雨のたびに排水が道路にあふれ通行に支障を来しており、早急に排水機能の回復を図る必要があると判断いたし、その際も

建設課と協議することなく、水道部独自でバイパス修繕を行ってしまったこと。

三つ目は、そのバイパス修繕を行うに当たりまして、6月の梅雨時期を控え2次災害として近隣住民に交通事故等の危険があると判断のもと、地方自治法施行令第167条の2第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないときを適用し、随意契約で契約を締結してしまったこととあります。監査委員事務局の例月出納検査におきまして、このような随意契約は不適切であると言わざるを得ない、今後は地方自治法及び会計規則等を精査の上、適正な契約事務の遂行に努められたいという御指摘を受けたところであります。

このようなことから、尾鷲市職員の給与及び服務等審査委員会規程に基づき審査会を開催し、直接工事等にかかわった職員3人に対しまして処分を行うとともに、今後の契約事務の執行及び工事の施行は法令にのっとり行うことはもとより、公正性、公平性、透明性の確保や関係各課の連携を徹底するよう指示したところであります。

職員への聞き取り等につきましては、副市長から説明いたさせます。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 元水道部の職員への聞き取りの件でございますけれども、医師の診断のもとに休職中ということもあり、それで、体への影響を考えると極力仕事のことは考えないようにとの医師の指導もある中ではありますけれども、水道部長へ総務課長のほうから四、五回程度面談をいたしております。

その中で、事の経緯等を確認いたしましたところ、書類の受け渡しをめぐって押し問答となったと。その際、水道部庁舎の玄関にて相手方が転倒したとのことで、相手方が元部長に足をかけられたことが原因で転倒したとの主張でございます。

一方、元部長につきましては、故意に転倒させる意思はもとよりなく、あくまでも偶発的な出来事であったとの報告がありました。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井紀夫議員。

1番（真井紀夫議員） ちょっと質問の順を変えたいと思うんですけれども、先に宮之上小学校のほうの件、市長と副市長がいつ現場確認に行かれたのか、その辺がよくわからなかったんですけれども、最後で結構ですけれども答えていただきたいと思います。

そういうことと、それから、市からの対応ということで議会のほうへ出されて

おるんですけど、これについてはそういうことでは、通報がおくれただけのことやというふうな形で議会へ報告をして、そのままになっておるんですね。その辺のところはうそだったということによろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、私が宮之上の現場を見に行ったのは、ちょっと遅いですが、8月7日の日であります。

それと、市の対応の法令違反等につきましては、当初、消防のほうも関係機関への聞き取り、写真を見ると火災であると思われるが、現場での燃焼物が処分され現場確認できないことから、火災とは認定できないのではないかという見解を当初示されておりました。それをもとに7月31日の報告では、火災ではないのであれば法令違反はないというような形での報告をさせていただきました。うそとかそういう話ではありませんので。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井紀夫議員。

1番（真井紀夫議員） そうすると、私は、うそではないということであって、正しいと今もって言い張るんだらうかと、こう思うんですけども、私は、これ、消防本部に尋ねたら、間違いなく法令違反だということでありましたので、そういう意味では、市はどうしてここまで隠蔽するのかなと、そんな思いを今もっていたします。もっと正直に議会に報告をしてもらわんと困るかと、こう思うんですけど、そのことについてはよろしいです。

ありますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 7月31日の段階で報告させていただきました法令違反に当たらないというのは、先ほども言わせていただきましたように、当初火災とは認定しがたいのではないかという見解のもとに、法令違反がないというふうに示させていただいたところでありますけれども、その後、ある方からの指摘もありまして調べたところ、消防のほうではやはり通報遅延による法令違反の疑いがあるという指摘を受けまして、そういう認識を持つには至っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 時間の無駄になりますから、いずれにしても、議会、委員会のほうへは間違っただけの報告説明で終わっております。それならそれできちっともう一遍出し直してください、報告を。

質問の順番を変えて、水道部の一連の問題から具体的にお尋ねをしたいと思い

ます。

先ほど私、お願いしたんですけれども、5月の何日に通報があつて、水道の話ですね、新田の、それから5月の何日に現場確認に行ったのか、それだけちょっと端的におっしゃってください。

水道部長でもどちらでも結構ですよ、市長でも。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 5月上旬と言いましたけど、4月30日ということであります。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） そのことの説明もおかしいと思っておるんです。これは5月1日から5月31日までの気象庁の尾鷲の天気の結果報告なんですね。これは地元新聞にあつたんですけれども。5月の半ばまではほとんど雨が降っていないんですね。連休なんか上天気だったんですね。これはまた後から確認してもらったらいんですけど。それで、5月22日の前の1日2日前は70ミリぐらいの雨が降っておるんです。

だから、水道部からの報告もどこからどこまでが信用できるのか。雨も降っていないのに水が出て大変だったと。それで、通行する周囲の住民の人も危なかったよと。そんなでたらめな報告を総務産業常任委員会でやっておりました。それで、私はそんなに雨が降ったのかなと思って天気を調べました。晴天です。そんなつくったような報告で議会をだますってけしからんと私は思うんですが、どうですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただいたように、清掃中の業者から、下水管を水道管が横断しているため排水に支障を来しているのではないかと通報がつて、水道部で確認をしたところ、降雨のたびに排水が道路にあふれて通行に支障を来しておるということでもありますので、その日に雨が降っているとか、そういう話ではありません。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 水道部の職員が確認に行ったらそういうことであつたと、雨で水があふれておつたと、そう説明を聞いております。そのことは置きましょう。

もう一つ、これは副市長にも同じく聞きたいと思うんですけど、市長と副市長に。次に、その後、新田の水道工事だとか、それから8月の入札が9月になっていったというようなことがあつた後の話なんなんですけど、水道B級の工事入札につ

いてお尋ねをいたします。

水道部と指名入札の審査会が、間違っただけで違反業者を処分せずとしたことは問題だと指摘する声が複数あります。技術者がいないので入札に参加できないはずの業者が水道工事の入札に参加して落札し、その後、資格なしが判明したので落札を取り消したが、それだけで済ませている不公平な市行政に問題があるというものであります。

尾鷲市は県の建設業室に確認したのだろうかかと複数の業者から私は尋ねられました。このことは副市長にも少しお話をさせてもらいましたけれども、県のどなたに聞いたのか、具体的に教えてください。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 私自身が直接聞いたわけじゃないんですけども、今回その件に関しまして指名停止等にしなかったというのは、私どもは尾鷲市の建設工事等指名停止措置要領に基づいた上での判断でございます。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 副市長に先日聞いたのは、県のほうにも尋ねましたかと言ったら、県のほうにも尋ねましたと、こう言われたと思うんですね。それで、県のどなたかなと思ったんですけども、そうすると、聞かなんだんですね。僕、うそつかれたんですか。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 私は先般、直接聞いたと申し上げたわけではなくて、担当課のほうで県のほうに確認したという意味でございます。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 担当課はどこですか。担当課、教えてください。

議長（村田幸隆議員） 担当課、水道部ですか。

水道部長。

水道部長（上田敏博君） この入札に関しましては私が行く前の話で、報告は受けておるんですけども、指名通知を送った段階のときには、業者の、言うたら技師がおったということは聞いています。それで、入札、開札した後、実は技師の方がもう退職されておるということで受けたんですけども、落としたんですけども、辞退をしたいということで、そういうことは可能なのかということで私も契約検査係のほうに確認して、それで契約検査係を通じて県のほうに確認してもらったら、指名通知を送る前だと市が指名停止をするまでもないだろうとい

うようなことだったというふうに受けています。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） どうも答弁が曖昧、曖昧で、こういうことで年がら年中だまされてきたのかなと、そんな思いが今強くしております。

なぜ指名停止の処分をしなかったのか。建設工事等指名停止措置要領に基づいて審査会に諮り、市長が決定するということになっております。市長が決定すると。そして、また一方では、これは業者からの言葉なんですけれども、市長の気に入らない業者には告発を初め厳しくとがめ、親しい業者には優しい対応をしている。尾鷲市は不公平なことを平気でする行政なのかという声が聞こえてきます。

これらについて、市長にもお答えをいただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 気に入るとか気に入らないとか、そういったことで判断する話ではありませんし、告発するに当たっても議会からもかなりの告発をしてくださいというような意見もあったと私は判断しております。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 告発の話は例として出ただけのことで、なぜ指名停止にならなかったのかと。ということは、ちゃんと書いてあるんですね、市の要領に。1 カ月から 6 カ月までの間の指名停止とするというふうになっておるんですね、虚偽記載をしたら。要するに、入札妨害をしたということで、そういうふうなことをきちっと決められておるんです。ところが、決められたことを、副市長、市長に答申したんでしょう、あなた、指名入札の会長として、審査会の会長として。そして市長が判断されたんですか、おとがめなしと。そういうことはおかしいんじゃないかと、尾鷲市は何でもありの尾鷲市かと、こう言うておるんですよ。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 真井議員御指摘の件につきましては、先ほど申し上げましたように、もともと建設工事等指名停止措置要領に該当しないということで、指名停止審査会自体を開催していません。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 全く怠慢じゃないですか。水道工事も、それから、建設工事も建築工事も土木工事も、みんな建設業法で秩序が保たれておるんでしょう。全く怠慢じゃないですか、それやったら。

それで、気に入らん業者やったら警察へ告訴する、そして逮捕させると、そん

なようなことまで起こっておるんですよ、現実には。それは嚴重注意したとかなんとか、そういうふうな手だてを組んであるのならまだしも、片一方にはおとがめなし、片一方はおとがめありと、こういうような不公平なことを平気でやるんですか。

議長（村田幸隆議員） ちょっと執行部に申し上げますが、先ほどの件ですけれども、県に問い合わせたということで真井議員が質問をされました。そのことの答弁については、水道部長、それから副市長もきちっとした答弁がございませんので、県のどなたに尾鷲市の誰が聞かれたのかということをお明らかにまずしていただきたいと思えます。

（「議長、時間を少し延長させていただきたいんですけれども。その答弁を待っておいたら時間ばかりたってしまう」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 場合によっては私が判断いたします。

副市長。

副市長（山口武美君） 今の点につきまして、その担当した職員にメモ入れさせますので、少々お待ちください。

議長（村田幸隆議員） 暫時休憩いたします。

〔休憩 午前 11時43分〕

〔再開 午後 0時01分〕

議長（村田幸隆議員） 再開いたします。

まだ県のほうに確認がとれておりませんので、確認がとれるまで暫時休憩をいたします。昼食時間に充てますので、またその再開時間がわかりましたら、議員の皆様、執行部の皆様に議会事務局のほうからお知らせをいたしますので、暫時休憩をさせていただきたいと思えます。

〔休憩 午後 0時02分〕

〔再開 午後 1時29分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を開始します。

1番、真井議員。

答弁を先にもらいますか。

先ほどの答弁、執行部、お願いいたします。

副市長。

副市長（山口武美君） 先ほどの答弁では、即答できずに申しわけございませんでした。

それで、午前のときの質問に対する答えなんですけれども、まず、この案件につきましては、そもそも入札に絡みまして指名通知を9月22日に行っています。その後、9月25日に監督員が当該業者、やめたということがありました。それで、その後なんですけれども、9月30日に入札が行われたというのが事の事実でございました。

そういうふうな案件があった中で、私どもとしましてどういう判断をしたかということをお知らせさせていただきます。

これは、前申し上げたようなことがあった中で、水道部より財政課のほうに相談がありました。財政課のほうは指名審査会、指名停止措置要領というのを所管しております。私がおの長をしているわけなんですけれども。実際のところは、結論を先に申し上げますと、審査会は開いておりません。開かなかった理由等を申し上げます。

今回の案件が、私どもの今現行の指名停止措置基準のどれに該当するかというのをつぶさに検討はしました。事務レベルで。そのときに、例えばということで、これは結構条項が多いものですから時間の関係もあって簡略化させていただきますけれども、虚偽記載に当たるかということなんですけれども、入札前の申請書や届け等に虚偽の記載をした場合に該当すると指名停止になる可能性があるということなんですけれども、今回の場合は当該事業者から虚偽記載の書類等が提出されていたわけではないというのがまず1点でした。

それと、契約違反に当たるんじゃないかということなんですけれども、落札決定後、正当な理由なしに契約を辞退した場合等が該当するんですけれども、今回は本件で落札決定をする前に無効になったためということで、これも該当しないと。

それともう一点、不誠実な行為に当たるんじゃないかというような条文があるんですけれども、落札決定後の契約辞退の後により入札手続のやり直しが生じる等、発注者側に損失を与えた場合に該当するというのが今回そういう条文に当たるんですけれども、今回の場合は、入札自体は成立しているためということで、結局、無効になって、2番手のところが上がったという格好になっております。

どちらかというところ、今申し上げたのが重立った、ひょっとすると該当するんじゃないかという条文なんですけれども、ほかの基準も照らし合わせてみたときに全て該当しなかったということで、結論から申し上げますと審査会は開かれな

かったというのが実態でございます。

それで、先ほどの話の中で、私どもが自分ところの基準に照らし合わせて回答するだけじゃなくて、判断するだけじゃなくて、別途県のほうにも参考として確認したかどうかということなんですけれども、先ほど真井議員のほうから、私も直接話していますね、実際のところは私のほうじゃなくて担当課のほうから県庁の建設業室のほうにさせていただいた次第でございます。

それで、ちょっと昼休みの時間で、担当の方、メモを私どもの担当課、財政課がいなかったたこともありまして、人物を特定できなかつたんですけれども、向こうも全員がそろっていたわけじゃないということで、改めて同趣旨のことをこの昼休みに確認させていただいたら、やはり同様の答えでございました。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 尾鷲の業者の方は、要するに、入札の段階で資格者がやめておらんの何だということであれば、入札へ参加したらいかんのやないかと、その業者はと。本当は辞退をしておたらこういうことはなかつたんやけど、入札へ参加して、その上落札までしていたと。落札を決定するための手続をしようとしたら、資格者がもうやめておらなんだと。それが水道部がわかって、水道部が指名審査会のほうに諮っておらんのはどうしてやと。ところが諮ったと。それで、諮って、県のほうへも聞いたらこんなことやったと、こういうふうで、そんなことあり得んというんですね。入札の時点で資格者がおるかおらんかが問題であつて、前におつたといつてその申請書が虚偽にならんのかということにならんと。入札行為をしたときに虚偽行為をした形になっておると。こういうことなんですけど、それは時間をとると私も困るので、県のほうのどなたにということとは実名は聞かせてもらえなただけけれども、また後日お邪魔させてもらいたいと思いますので、次の質問へ移ります。

次に、3年前の平成23年度の新田地内における水道管布設工事で、水道部の工務職員が確認もしないまま下水排水管の一部を切ってしまったと。3年後のことしになってその工事ミスが判明。そのことを隠蔽するような随意契約と称する違法工事と、その後の事務処置やとか説明に多数の疑問がありますので、お尋ねをいたします。

この工事については、ことしの8月末に市内の業者N氏から質問状をいただいて、私は初めて同僚議員とともに知りました。とんでもない下水排水管の工事で

あったことがだんだんとわかってきましたが、10月3日の水道部係長の懲戒処分  
の理由書面で、市の説明にうそがあることを知りました。この理由書面には、  
契約もせずに工事を発注したとあり、補正予算も組んでおらず、所定の手続も書  
類もなしで工事をしたことになります。

市長はこの工事を知ったのはいつのことですか。5月か6月議会ですかと、そ  
の辺のところをちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ちょっと今、いつ知ったかという記憶がありませんけれども。

記憶にちょっとありません。申しわけありません。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 9月11日の総務産業常任委員会で、市長は3年前の判断ミ  
スを謝罪しておるんですね。ところが、ことし5月にこの判断ミスの工事を隠そ  
うとしたんじゃないかと私は思っておるんですけども、工事については謝罪も  
何もしていないんですね。この5月の工事が私は問題だと思っておるんです。と  
いうことは、契約もなしにやってあったと。やってあったことはしようがないけ  
ど、その後、今度は契約書をつくったり、それから設計書をつくったり、いろん  
なことをやっておるんですね。これは水道部でつくったんでしょうけれども、こ  
れは、早くとも、3年前のミスがわかってからの、今度は5月に違法工事をやる  
ためにいろんな手だてをやっておると。これは市長が承知した上でやっておるの  
んですね、市長も判を押していますから、これはね。その辺のところがあるので  
聞いておるんです、いつ知ったんですかと。知った段階で私は何を画策したんだ  
ろうなと思っておるんですけどね。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私も印鑑を押させていただいておりますし、先ほど真井議員の  
御質問に対して回答させていただきましたように、この件に関しましては二つの  
大きなミスがあったというふうに言わせていただいておりますし、一つはその工  
事上の建設課と協議することなく水道部独自でバイパス修繕を行ってしまったこ  
と。それから、もう一つは、緊急の必要により競争入札に付することができない  
ときというのを適用して随意契約で契約をしてしまった。この二つのミスが重な  
っています。このことに関してはまことに申しわけなく思っておりますし、監査  
委員事務局のほうからも契約の方法については御指摘をいただいておりますので、今後このようなことのないように十分対策を練らせていただき

いと思います。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 私はこの二つの違法な工事、これは許せんと思うんですけどね。また、軽いと思っておるんです、このことは。二つのことはね。2 回目のほうはちょっと重いんですけどね。勝手に契約も何もしない市内の業者N社にぼつとやってくれと言うて、応急手当てみたいなあんな工事を、迂回工事をやっておるんですから、これでこれは重いと思いますけど、それでもまだ軽いと。

それよりも、この工事をしたことについて、今度は支払いをせんなんですわね、お金を。87万1,560円払っておりますけれども。そのための資料をつくっておる、随意契約と称して。随意契約でも何でもないでしょう。いきなりもうやってと勝手にあれしてあったんやで。勝手契約というのか、口約束というのか何かで仕事をしてもらったんでしょう。ところが、6月3日にこの工事を完成したと、こういう報告を聞いておるんです。5月22日からやってね。その後、今度支払いがありますから、一連の書類をつくらなんだらいかんでしょう。そのときに、これは市長も承知をした上での判やと思うんですけども、伺い書に市長の判も押してあります。それで水道部長の判も押してあります。みんなの判がずーっと押してありますけど、こんなもの、うそっぱちの書類やないですか。工事も終わってしもうてからの書類でしょう。契約書も初めからなかったんやで。そういうことを指示できるのは、僕は市長しかおらんと思うんですけどね。

僕は、そういう工事をしてしもうたけど、今度はそれを隠そうとする、交通事故で言うたらひき逃げして逃げようとする、その行為が私は罪に当たるよと言うておるんです。一番重い罪ですよ。そういうでたらめな書類をつくったり、公文書をつくったり、うその理由書を書いたり。随意契約をせならなんだというような随意契約の理由書もつくってあります。そういうことをした行いがうそでたらめの市政やと、こう言うんです。

市長、答えてくださいよ。市長はどんなふう思うんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 書類の遅くなったということはあるかもわかりませんが、工事そのものはやっておるわけです。だから、工事そのものは事実としてあるわけですから、その工事の事実に対して代価を払うというのは、これは別に当然のことと言いますが、その過程で幾つかミスがあったというのは本当に申しわけなく、謝りますけれども、しかし、工事の事実そのものはあるわけですから、そ

の対価は支払わせていただいたということであります。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） それは払わないかんでしょう、やってもろうたんですからね。ですが、このことを、この8月の末にNさんから議会へ質問状が来なんたら、議会は全く知らなんだんです。こんなめちゃくちゃな書類をつくって、ここに随意契約理由書なんてつくってありますけれども。そしてこんな高い金額を払っている。このことをこのNさんから質問状が来なんたら、議会は何も知らずに、来年の決算のときに、こんなこともあったのかということに済んでおると思いますよ。ところが、その質問状からこの問題がわかってきて、どうしたんだろうと見たら、でたらめな資料をいっぱいつくっておるんですね。

ちなみにこの工事は、2本の排水溝で中川へ流しておったんです、排水を。山水とかいろんな雨水だとかというのを。ところが1本切ってあったと、3年前の工事です。それで、3年間事故もなかったでよかったですけれども、3年間無事に済んできた。これを4月30日に通報があったと言いますから、4月の段階で業者の方はちょっとおかしいよ、ここはというようなことでわかって、これを今度は1本のほうへまとめたんですね、この排水を。1本のほうの出口はどうかといったら、これだけの土管ですから大雨が降ったりしたらとてもここで賄い切れんのです。だから、道へまたあふれるんです。今現在でもその跡はついていますよ、工事した後からね。そういうむちゃくちゃな工事をしたんです、87万1,000円というのは。

それゆえ、10月にまたやるんですけど、今度は道路の工事を十数万で済んだようなことを言うていましたけど、全く議会は何も知らん間にやっておったんです、これ。私、議員の1人やったら、ちょっと待ってと、その工事ストップと言うたと思います。そういう工事をして、87万1,000円かかる、あんな応急手当てのような工事がと。

私、3社から見積ってもらいました。30万以下です。二十数万です。仮に少々かかったとしても、30万もあつたら立派にできるような工事です。それを87万払っておるんです。その辺のところをわからんですか。間違った工事をして、87万という途方もない金を払って、そしてN社に随意契約でやったもろうたんだと。市民の税金、血税、大切な公金をどんなふうにかけておるんですか。

もうどなたでも結構やで答えてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 最初の下水管を切ってしまったミスによって起きてきた新しい工事でありますけれども、しかし積算については、高い金額を払ったというふうには思っておりません。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） これ、建設課長、後から渡しますので、でたらめな見積もりかどうか一遍チェックしてほしいと思うんですけどね。誰が 8 7 万が適当と言うたんですか。業者からいただいた金額を払わざるを得んでしょう、してもらったんだから。そうなんでしょう。それを隠そうとしたんでしょう。私は、隠蔽をすることというのは罪が重いよと、こう言うんです。

ミスをしたことは、これは許せんけれども、これは罪としてはそんなに重いと僕は言いたくない。人間失敗もある、そう思うんですよ。しかし、それを隠そう、隠そうとしていろんなことを画策する、工作する、その行いは執行部しかできません。職員は勝手にやれんでしょう、もう何もかもわかってしまったんだから。そういう形をとった上で、ひた隠しにしておったと。それがたまたまひょんなことから、8 月の末、9 月の初めにわかってきたと。それで、10 月の懲戒処分の際に、1 行書いてあるんですけど、契約もせずに発注したということで戒告を出したと、こう書いておりますね。契約書もないんでしょう、契約もせずということは。その辺、どうなんですか。もうちょっと責任ある返事をしてくれたらどうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何遍も繰り返しますけれども、緊急のために、緊急に必要なより競争入札に付することができないということで、先に発注して工事をしてもらったという行為でありますけれども、しかし、それを、積算とかそういったものはきちんとやっていますので、それが過大な支払いをしたとは思っておりません。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 私は市と業者の間におかしなことはなかったのか、徹底的に調査して明らかにすべきだと思う。今強くそう思います。

本件工事は、5 月 22 日に着工して 6 月 3 日に完了したと説明を受けておりますが、そのことに間違いはありませんか。この工事、5 月 22 日に着工して 6 月 3 日に完成したと。これは水道部に尋ねてええのかな、それとも市長ですか。

議長（村田幸隆議員） どなたがお答えになるんですか。

水道部長。

水道部長（上田敏博君） 私が受けておる報告でいきますと、5月22日に着工しております。それで、6月3日に完了というような報告は受けております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） そうであるなら、こんなばかな話はないと思いますよ。

業者が87万円の見積書を5月22日に作成して、そして同日着工したというふうになっておるんですね、私がいただいております資料は。それから、市のほうの一連の書類や工事支払い伺い書に担当者たちの印鑑を押して、水道部トップとしての岩田市長の印鑑も押されておるんですけれども、処理されておるんですけれども、全ての書類の手続、作成やとかいうことは、5月22日一日でされたことになっておるんですね。本当にそのような手続をしたんですか、市長。できるんですか。どう考えても不可能です。私は偽装工作したのではないかと、後日ね。それから、うその公文書を作成したのではないかと、こう思うんですけど。そして、その上に値段の高い工事費で支払ったと。それを全て決裁したのは岩田市長。このことは間違いないでしょう。私は岩田市長の決裁の責任は重大だと思うんですがね。市長の考え、お聞かせください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 緊急対応が必要であったため、通常の契約手続を一部簡略化して応急対応をしてしまったと。また、水道管の排水管のやつに早くつないだのも、緊急修繕の場合は、市民の皆様にも水道への安定供給に支障を来すおそれがあるため、通常の契約手続を一部簡略化してやる場合もありますから、今回の対応もそのような形で判断してしまったものでありますが、結果的に随契の範囲も超えておりますし、判断ミスが大きいと思っております。

先ほども幾つかのミスが重なったというふうに言わせていただいておりますが、この件に関しては深くおわびを申し上げたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 緊急と言いましたけど、3年前にそういうミス工事をやってしまったと。それで、ことしの春まで、業者の方が言うてくれるまで事故があったのかといたら、事故は何もないんですね。ただ、大雨、台風やとか大雨の多いときには道路が水浸しになって、洪水のように流れたということは私も知っておりますけれども。そういう形の中では、4月に業者から通報があった、それで5月22日に着工したと、こういうことなんですね。

市長、どこに緊急性があるんですか。そして10月に、今度は道路が陥没する

からと、10月の下旬ですか、それから5カ月後ですか、半年後ですかね、見つけてから。今度は少し道路の工事をやっておるんですね。どこに緊急性があるのかと僕は思いますよ。

それから、私が言いたいのは、そういうミスをやったことはやったことで、それはそれで許せないことやけれども、それよりも許せないのが、そのことを隠そうとしていろんな工作をやっておると。そういうことは、上に立つ指導者がやることかと。それよりも正すべきだろうと。私は、失敗は成功のもとというけれども、この扱い方でまた罪を犯す者をどんどんつくってしまうというようなやり方をしたんじゃないですかと言うておるんですよ、市長。

交通事故で人をあやめたら、これはこれで許せないと思うんですけど、それを隠そうとして逃げると、その行為が私は犯罪だと思うんです。それと同じことを言いたいんですよ。やってしまって失敗したことは、それはそれでいいと、仕方ないと。それはもう許さないけれども、重くそんなに問いませんけれども、それを隠そうとしていろんな書類をつくって、そして、あげくの果ては議会までだまされておったよう形になっているでしょう。議会の中でも謝罪したということですけれども、3年前のミスした工事だけは謝罪して、今回のこの工事については正当な工事だったんだと、87万1,560円の工事はというようなことで、謝罪の一つもしておりませんね。やっぱり隠し通そう、隠し通そうとしておるんじゃないですか。私は、これでは尾鷲市の市政は誰からも信頼されないと思いますよ。

市長、責任は感じませんか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 議会への報告については本当に申しわけなく思っております。

ただ、隠すための画策をしたわけじゃなしに、要するに、工事をしたことについての、一部簡略化した形での工事をやっておっておりますけど、しかし、それに対しての契約手続をやるということは、これは隠そうという形での対応じゃありません。だから、議会のほうに報告させてもらえなかったことは大変申しわけなく思っておりますが、それ以後の対応については、契約手続としてのしなければならない行為だったと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） その後支払いをせんなんということだけは私も理解をいたしますけど、しかし、そこへ持っていくまでの執行部のやり方、私は許されないと

思うんですね。

またもとへ戻りますけれども、どなたの指導だったかどうか知らんけれども、ここに黒いパイプ、これは仮設用に使うようなパイプなんですね。パイプをひっつけて、工事を87万1,000円で終わったと、こういうことなんです、それが落とすところはこの排水溝一つに固める形でやっておるんですね。こんなばかなことをやった上に、ですから、これ、終わってから僕、ことしの秋、写真を撮ってきたんですけれども、いっぱいここへ水が、天井なんですけど、この上は、ここへごみがあれしておるんです。水量がこれを超えてあふれたんですね。だから、何もなっていないんです、この工事は。

建設課、相談を受けましたか、この工事。どうなんですか。建設課、この工事を受け取ったらこんなばかなことをするのか。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） そのバイパス工事についての工事については建設課は知りませんでした。その後の対応についてはいろいろ水道部と検討を重ねております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、この工事現場へ行きましたか、工事された現場へ。あなた、現場主義だと言いますけれども。どうなんですか、この現場を見ていますか、この現場を。私は5回6回ここへ通って、写真を撮って、どうしたらええだろう、こうしたらええだろうといろいろ考えましたけれども。ここへ、現場へ行って見ますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） この現場へは行っておりません。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） そうでしょうね。僕はこんな無責任な話はないと思うんですよ。それで、検査のときの、どういう気で検査したのか知りませんが、浜田部長が検査をしておるんですね、当時の水道部長が。写真を見てやっておるんですね、完成検査。現場へ行っていないんです、これもね。現場へ行かずに写真だけ見て検査したことが87万。恐らく、彼の気持ちを聞いてみないかんですけれども、少しだけ聞きましたけど、現実には、彼に会いましたけど。

これは完成検査の写真です。

（「ちょっと待ってください。会った」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ちょっと市長、待ってください。

発言してください。

1 番（真井紀夫議員） これ、情報公開で取り寄せた資料の一部なんです。ここに全部ありますけれども、ここに情報公開でとった資料が全部ありますけれども、仕様書だとかなんとかね。僕はでたらめだと思っていますよ。それから、これは完成検査をしたと。日付も何も入っていないですけどね。それから、工事中の検査の写真もありますよ。これも日付も何も入っていない工事中の検査です。通常は何か書いて写真を撮るんでしょうけどね。何も入っていないんです。

これは情報公開でとらなんだら出てこなんだ資料だと思いますけれども、日にも何もわからんです。

建設課長、見ましたか。この検査手続の書類。

議長（村田幸隆議員） 真井議員、ちょっと時間がもう超過してきていますので、簡潔にひとつお願いをしたいと思いますが、よろしいですか。

市長。

市長（岩田昭人君） ちょっとさっきのことで、議長にちょっと御了解をいただきたいんですが、先ほど真井議員の話の中で、本人と会ったというような話をしたんです。それで、ちょっと反問権でお聞きしたいことがあるんですが。

議長（村田幸隆議員） 反問権、結構です。

市長（岩田昭人君） よろしいですか。

真井議員にちょっとお尋ねします。

先ほど元部長に会ったというふうに聞いたんですけども、これ、本当ですか。これ、私もちらっと聞いたんですが、まさかそんなことをするはずがないと思ったんですが、それは本当ですか。

議長（村田幸隆議員） 市長、反問権は結構なんですけど、今の市長の内容は今回の一般質問と関係ありませんので、その辺のところの反問権の行使というのは私はどうかなと思いますので、そのところを聞いていただくのは、真井議員が部長にお会いをした、しないということは、これは議会が終わった、一般質問が終わった後に直接市長がお聞きをするべきことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長。

市長（岩田昭人君） わかりました。

議長（村田幸隆議員） 真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 済みません。あと一言二言だけで終わりますので、お許しを

いただきたいと思います。

最後になってしまいました。ことし3月4日の夜、私が3月5日の一般質問をしようと思ってパソコンの前で事務所でやっておいたら、夜なんですけれども環境課長が訪れてきました。一言二言、今月末で退職をいたしますとつぶやいたんですね。私は驚きましたけれども、もう一年残っているやないかと、こう言うたんですね。そうしたら環境課長は、当時の課長ですよ、これ以上はもう無理ですということでした。引きとめることも励ますこともできなかった。慰めるしかなかったんです。

あなたは尾鷲市の大事な人たちを育てるのではなくて疲れさせているというんですかね、そして潰してしまうというのか、私は恐ろしい人だと思っております。そのとき私はつくづくそう思いましたね。今も思っていますよ。

その後、尾鷲市政と幹部の方々の姿を見守ってきましたけれども、先日、島根県の海士町の山内町長と会いまして、いろんなお話を伺って……。

議長（村田幸隆議員） 真井議員、ちょっと簡潔にお願いできませんか。

1番（真井紀夫議員） 終わります。

私はあなたと比較をしたと。議会が何度も情報を共有して進もうと言ってきましたけれども、市長は返事だけで、現実はいつも改められなかったと。あなたの、私は、隠蔽体質、あなたの、海士町の苦楽をともにする、そういうことにはならなかったと。私は、市長、尾鷲のために市長として責任を考えることがないかと、自分の進退について考えてもらいたいと、そう申し上げて質問を終わります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終結をいたしたいと思います。

ちょっと真井議員にお聞きしたいんですが、先ほど質問の中でNさんとN社という、両方ともNというイニシャルで使われたと思うんですが、これは明らかに別人なんですね。これは念のためにお伺いしておきたいと思いますので。

わかりました。

（「議長、一言だけ、訂正をいいですか」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 訂正ですか。

（「訂正というか、お断りしても大丈夫ですか。午前中の発言に対して」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 午前中の真井議員の発言に対して、私は告訴のときに、議会と言ったつもりはありませんけれども、そのように聞こえたかもわかりません。私は議会の何人かの方から告訴すべきだとか、そういう意見をいただいたということでもありますので、改めてお断りさせていただきます。

（「議長、どこの部分ですか、それ」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） この部分については、いわゆる学校の問題で告訴、告訴ということで、議会が告訴という声があったということを経理が発言をしたんです。それは、議会全体でそういう声があったというんじゃなくて、議会の一部としてそういう声がありましたよということでございましたので、あえて今市長に発言をさせました。そういうことでございます。

（「議員でしょう、そうしたら」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ですから、今言ったわけなんですね。

（「議長、今のは市長の件ですよね」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） はい。

（「真井議員が質問した内容と違うんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） それは合っています。議事録、起こしてきたら。

以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終結をいたします。

以後、会期日程のとおり、あす12日金曜日には、午前10時より総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時06分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 田 中 勲

署 名 議 員 小 川 公 明